

奈良県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良生駒線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
1	奈良市三条大路一丁目六六〇番一地先から 奈良市三条大路一丁目六七九番一地先まで	一一・〇 ） 四五・五	二四八・四	
	奈良市三条大路一丁目六九六番一地先から 奈良市三条大路一丁目六七九番一地先まで	四・五 ） 五七・五	一六五・二	立体的区域として決定